

平成十一年法律第二百五十八号

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律
(目的)

この法律は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の条例として特定調停の手続を定めることにより、このような債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定債務者」とは、金銭債務を負っている者であつて、支払不能に陥るおそれのあるもの若しくは事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難であるもの又は債務超過に陥るおそれのある法人をいう。

第二条 この法律において「特定債務等の調整」とは、特定債務者及びこれに対して金銭債権を有する者その他の利害関係人間における金銭債務の内容の変更、担保関係の変更その他の金銭債務に係る利害関係の調整であつて、当該特定債務者の経済的再生に資するためのものをいふ。

第三条 特定債務等の調整に係る旨の申述があつたものをいう。

第四条 この法律において「関係権利者」とは、特定債務者に対して財産上の請求権を有する者及び特定債務者の財産の上に担保権を有する者をいふ。(特定調停手続)

第三条 特定債務者は、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするときは、特定調停手続により調停を行うことを求めることができる。

第二条 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述は、調停の申立ての際にしなければならない。

第三条 前項の申述をする申立人は、申立てとともに遅滞なく、財産の状況を示すべき明細書その他特定債務者であることを明らかにすべき明細書を提出しなければならない。

(民事調停委員の指定)

第八条 裁判所は、特定調停を行なう調停委員会を組織する民事調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者を指定するものとする。

(移送等)

書の規定にかかわらず、その管轄に属しない特定調停に係る事件について申立てを受けた場合において、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかるわらず、事件を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

(併合)

第六条 同一の申立て人に係る複数の特定調停に係る事件が同一の裁判所に各別に係属するときは、これらの事件に係る調停手続は、できる限り併合して行わなければならない。
(民事執行手続の停止)

第七条 特定調停に係る事件の係属する裁判所は、事件を特定調停によつて解決することが相当地あると認める場合において、特定調停の成立を不能にし若しくは著しく困難にするおそれがあるとき、又は特定調停の円滑な進行を妨げ得るおそれがあるときは、申立てにより、特定調停が終了するまでの間、担保を立てさせて、又は立てさせないで、特定調停の目的となつた権利に関する民事執行の手続の停止を命ぜることができる。ただし、給料、賃金、賞与、退職手当及び退職年金並びにこれららの性質を有する給与に係る債権に基づく民事執行の手続については、この限りでない。

第八条 同一の申立てにより民事執行の手続の停止を命じた場合は、申立てにより、必要があると認められるときは、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、その続行を命ずることができる。

第九条 特定調停の結果について利害関係を有する関係権利者が特定調停手続に参加する場合に民事調停法第十一条第一項の規定にかかわらず、調停委員会の許可を受けることを要しない。

(当事者の責務)
(特定調停をしない場合)
第十二条 特定調停においては、調停委員会は、申立人が特定債務者であるとは認められないとき、又は事件が性質上特定調停をするのに適当でないと認めるときは、特定調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(文書等の提出)
第十三条 調停委員会は、特定調停のために特に必要があると認めるときは、当事者又は参加人に対し、事件に關係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

(官庁等からの意見聴取)
第十四条 調停委員会は、特定調停のために必要があると認めるときは、官庁、公署その他適當であると認める者に對し、意見を求めることができる。

第五条 削除
第十五条 調停委員会が特定調停に係る事件の当事者に対し調停条項案を提示する場合には、当該調停条項案は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で經濟的合理性を有するものとする。

(調停委員会が提示する調停条項案)

第六条 第一項及び第二項の規定による決定に對しては、即時抗告ができる。

第七条 第二項の申立てをするには、その理由を疎明しなければならない。

第八条 第一項及び第二項の規定による決定に對しては、即時抗告ができる。

第九条 第二項の規定は、第一項及び第二項の担保について準用する。

(民事調停委員の指定)

第十六条 特定調停に係る事件の当事者が遠隔地に居住していることその他の事由により出頭

することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提出された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

(特定調停が定める調停条項)
第十七条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

(調停委員会が定めた調停条項)
第十八条 特定調停においては、調停委員会は、民事調停法第十四条の規定にかかわらず、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、当事者間に公正かつ妥当で經濟的合理性を有する内容の合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が公正かつ妥当で經濟的合理性を有する内容のものであることは認められない場合において、裁判所が同法第十七条の決定をしないときは、特定調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

第十九条 民事調停法第十九条の規定は、前項の規定により事件が終了した場合について準用する。

(裁判官の特定調停への準用)

第二十条 第十七条第二項の規定は、特定調停に係る事件に關し裁判所がする民事調停法第十七条の規定について準用する。

第二十一条 削除
(民事調停法との関係)

第二十二条 特定調停について、この法律に定めるものほか、民事調停法の定めるところによる。

(最高裁判所規則)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、特定調停に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(文書等の不提出に対する制裁)

第二十四条 当事者又は参加人が正当な理由なく第十二条(第十九条において準用する場合を含む。)の規定による文書又は物件の提出の要求に応じないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

2 民事調停法第三十六条の規定は、前項の過料の決定について準用する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則 (平成一五年七月二十五日法律第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第三条(民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。)及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。